

特別養護老人ホーム舞川の里事業計画（短期含む）

1 運営方針

舞川の里は、要介護状態にある方に対し、介護保険法等に趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置き、かつ常に利用者の立場に立ってサービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援する施設として9年目を迎えます。

社会福祉法人東山愛光会の基本理念であります「熱意・誠意・創意」のもと、舞川の里の運営理念の「利用者の人権を擁護し、熱意をもって支援します。利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、誠意をもって支援します。地域社会の一員として自己点検を強化し、創意工夫により信頼される施設に努めます」を念頭に施設運営に努めます。

なお、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者や地域の各団体の皆さんによる運営推進会議の意見等を参考にしながらサービスに反映してまいります。

また、職員の意識や研修を行いながら、安全で安心な環境づくりに努め、地域に信頼される施設運営に努めます。

2 重点目標

1. 人権尊重・自立支援

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し必要なサービス計画のもと、自律的な日常生活が営まれるよう心とふれあいを大切にし、家族との連携を深めながら支援します。

(2) 短期入所の促進

ア 在宅介護者の負担軽減を図るため、短期入所の受け入れを行います。

イ 個々のサービス計画により、在宅復帰を支援します。

ウ 入所者の入院中の空床利用も使用しながら急な法事等の利用にも対応します。

(3) 業務の予定量

○ 特別養護老人ホーム舞川の里（定員 29人）

年間利用者 10,037人

1日平均 27.5人

○ 短期入所生活介護事業（定員 10人）

年間利用者 2,920人

一日平均 8人

3 処遇方針

入所者一人ひとりのサービス計画に基づき、入所前の生活が連続となるよう支援します。

職員は共に一緒に暮らす生活者としての意識を持って処遇にあたり、家族との絆を深めるための援助を図り、温かい心で介護にあたります。

1. 日常生活、人格尊重

ア 入所前の状況による必要なサービス計画を作成し、支援の基本とします。

イ 個室により家庭で使用していた物を持ち込み、入所前の生活の延長となるよう支援します。

ウ ユニットの職員を固定し、日常生活を支援します。

- エ 入所者の人権、人格を尊重し、身体拘束の廃止に努めます。
- オ 各ユニットの創意工夫により日常生活に潤いと生きがいを持てるよう支援します。

2. 地域の社会化、安全対策

- ア 家族との絆を大切にし、連携に努めます。
- イ 地域の施設として幼稚園、学校そして地域との連携を図ります。
- ウ 地域との連携による防災計画を計画します。
 - エ 地域の各団体の皆さんによる運営推進会議を開催し、活動報告をもとに必要な要望や助言をいただきます。

3. 食生活の充実

- ア 入所者一人ひとりの生活習慣を尊重し、自由に食事がとれるように努めます。
 - イ 嗜好調査により希望食や郷土食、行事食など変化のある食事提供に努めます。
- ウ 医師との連携により、各病気、体調に対応した療養食を提供します。
- エ 栄養検討会を開催し、より良い食事提供に努めます。
- オ 地元食材の提供に努めます。
- カ 食中毒の予防について調理員の検便はもとより、検診等体調管理に努めます。

4. 健康管理

- ア 医師の指導のもと、看護と介護の連携により日常生活動作の機能低下防止や健康管理に努めます。
- イ 定期的な健康診断、感染症予防のためインフルエンザ等の予防接種を行います。

5. 職員の確保及び資質の向上

- ア 認知症や褥瘡予防の研修に派遣し、介護力の向上に努めます。
- イ ユニットリーダー研修や医療的ケア研修などの専門的研修に派遣します。
- ウ 介護福祉士や社会福祉主事任用資格などの資格取得を支援します。
- エ 無資格者の採用など介護職員の確保に努めます。

デイサービスセンター舞川の里事業計画

1 運営方針

地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とする介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

なお、地域密着型として利用者や家族の代表者や地域の各団体の皆さんによる運営推進会議の意見等を参考にしながらサービスに反映してまいります。

2 重点目標

利用者数の増加を図るべく、居宅介護支援事業者と連携していきます。

また、体験利用（無料）の充実と拡大を今後も実施し、利用者の確保に努めます。

- (1) 利用者個人の有する能力と可能性を「1. 引き出す 2. 尊重する 3. 強化する」を目標に、利用者の在宅生活がいきいきと張りのある豊かな毎日となるよう身体面・精神面・社会参加面等の様々な側面から援助に努めます。
- (2) 介護予防の観点から利用者とともに一人ひとりの明確な目標を設定し、その実現に向けての取り組みに努めます。
- (3) 利用者個人の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行い、全ての利用者に満足していただけるように努めます。
- (4) 利用者の喜びが職員の喜びとなるよう、より深い信頼関係の構築に努めます。

3 業務の予定量

(定員 18人、営業日 週5日)

1日当たり	外部サービス利用者	2人
	要支援者	3人
	一般利用者	9人
	計	14人
年間利用者	外部サービス利用者	516人
	要支援者	774人
	一般利用者	2,322人
	計	3,612人

4 処遇方針

- (1) ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりとサービス提供の支援を行います。
- (2) 自宅からの送迎により、1日を楽しく過ごせるよう対応します。利用者個人の心身状態及び地理的状况等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供します。
- (3) 利用者個人の状態及び嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行います。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、利用者が食に喜びを感じられるような食事サービスを提供します。
- (4) 看護職員により、利用者の血圧測定など健康状態を観察、把握し、健康管理及び健康指導、異常の早期発見・早期対応に努め、緊急時は、家族との連携により迅速かつ最善の対応に努めます。また、感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底に努めます。
- (5) 利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供します。
- (6) 利用者に満足していただけるよう、月ごとの誕生会や創作活動、季節の行事に合わせたレクリエーション等を、個々のサービス計画による機能低下を防止する訓練に努め、達成感を味わうことで心身の活性化に努めます。